

令和元年10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

◎対象となる方

- 1、老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たしている方
 - ①65歳以上である。
 - ②世帯員全員の市民税が非課税となっている。
 - ③年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である。
- 2、障害基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約462万円以下の方
- 3、遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約462万円以下の方

◎請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に氏名等を記入し、日本年金機構へ提出してください。

※令和元年12月末までに請求されると10月分まで遡って支払われますが、令和2年1月以降に請求手続きされると、請求月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

- ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

各基礎年金の請求と併せて年金事務所または市役所国保年金課で手続きをしてください。

◎給付

- ・月額5千円程度
- （国民年金保険料の納付や免除期間、障害年金の等級により異なります）
- ・年金の支給日に、年金と同じ口座に振込みとなります。

◎日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

問い合わせ先：給付金専用ダイヤル 0570-05-4092（ナビダイヤル）

※050で始まる電話の方は 03-5539-2216（一般電話）

「全国一斉！法務局休日相談所（和歌山地方法務局）」開設のお知らせ

和歌山地方法務局では、行政サービスの一環として、休日相談所と相談に関する講演会を同時開催します。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にお越しください。なお、相談所、講演会は完全予約制となっています。講演会の内容等、詳細については和歌山地方法務局総務課までお問い合わせください。

◇開催日 令和元年10月6日（日）

◇申込期間 令和元年9月24日（火）～10月4日（金）

◇場所 和歌山地方法務局（和歌山市二番丁3番地 和歌山地方合同庁舎内）

◇講演会定員 40名

◇時間 講演会10時～12時

相談会10時～16時

◇問い合わせ 和歌山地方法務局総務課 ☎073-422-5132